

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第22回理事会

平成8年12月

平成8年12月16日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第22回理事会及び三者合同会議

【報告及び議題】

- (1) 評議員の選出について
- (2) 運営審議会（11月26日）の報告
- (3) 各国・地域での償い事業の現状と今後の取り組み方について
 - ア) フィリピン
 - イ) 韓国
 - ウ) 台湾
 - エ) インドネシア
- (4) 基金統一見解について
- (5) 国会の状況
民主党との懇談（12月11日）の報告
- (6) アジア女性基金1996年度女性の人権に関わる今日的な問題への自立活動・支援助成金交付要綱（案）について
- (7) 「慰安婦」関係資料委員会（11月15日）の報告
☆調査研究委託事業契約について
- (8) 大阪での報告集会（11月29日）の報告
- (9) 募金状況
- (10) その他
☆「国民基金」を中止せよ12・15集会について

添 付 資 料

- ① 評議員候補者名簿・・・P1
- ② 台湾出張報告・・・P2～P4
- ③ 太平洋戦争犠牲者遺族会声明書・・・P5～P8
- ④ 基金見解・・・P9～P10
- ⑤ 助成金交付要綱(案)・・・P11
- ⑥ 「慰安婦」関係資料委員会調査研究について(案)・・・P12～P18
- ⑦ 大阪集会報告について・・・P19～P20
- ⑧ 各団体からの申し入れ書・・・P21～P24
- ⑨ 三木睦子氏ジョージタウン大学スピーチ・・・P25～P34
- ⑩ 「慰安婦」問題の立法解決を求める会関係・・・P35～P38
- ⑪ その他

評 議 員 候 補 者 名 簿

赤松 良子 呼びかけ人、元文部大臣

石原 一子 GAP ジャパン株式会社特別顧問、元株式会社高島屋常務

枝村 純郎 (株)大和総研顧問、元駐ロシア大使

熊崎 清子 日本労働組合総連合会副事務局長

高岡 完治 社団法人時事画報社理事長、元総理府次長

野田 愛子 呼びかけ人、弁護士

사단 법인 태평양전쟁희생자유족회

우140-012 *서울시용산구한강로2가390-1 /전화*(02)795-3315-6/전송*795-6400

문서번호 제 96 - 188

시행일자 : 1996. 12. 13.

수 신 : 여성을 위한 아시아평화국민기금

참 조 : 理事長 原文兵衛

세 목 : 金川君子(가네다 기미코)의 동경발언에 대한 반박성명

성 명 서

金川君子(가네다 기미코)의 동경발언을 반박한다. -

지난 12월 9일 동경의 한 집회장에서 일제당시 일본군의 군위안부 생활을 해왔던 金川君子(가네다 기미코) 할머니가 일본의 민간모금을 반겼다는 망언을 하였다. 발표내용에는 언제 죽을지 모르니 별도로 의료, 복지 사업관련비도 합친 금액을 요구한 것으로 이것은 金川할머니의 개인의사로 피해자단체인 본 태평양전쟁희생자유족회의 전회원은 물론과 분노를 감할 수 없으며 이는 본 단체의 입장과 전혀 다르다는 것을 분명히 밝힌다.

태평양전쟁의 주범인 일본은 과거 그들의 침략전쟁을 은폐하거나 미화하려는 실태를 보이고 있으며 일본정부 고위관료들은 앞다투어 제국주의 침략자와 전범의 위패가 있는 야스쿠니 신사를 참배하고 있다. 또한 역사 교과서에서 종군위안부에 대한 내용 자체를 삭제하려고 하고 있는 터에 치욕의 역사를 겪어야 했던 군위안부 金川할머니가 가해국인 일본에서 동정에 가득찬 돈을 받았다고 한 것은 한국인이라면 할 수 없는 망령된 행동이란 수 밖에 볼 수 없다. 게다가 金川할머니의 망언은 한국의 군위안부 할머니들을 욕되게 한 것으로 한국인의 자존심을 짓밟아 버린 행동이었던 것이다. 현재 정부로부터 생활지원금과 주택, 의료혜택을 받고있는 할머니의 진심어린 의사표시는 아니다.

비밀

시금도 운동 우익집단의 더러운 책임회피와 진실의 왜곡으로 그들의 양심을 속이고 있는 일본은 반성없는 태도를 범하지 않고 있다. 그래서 미국으로부터 일본전쟁사 16명이 입국금지 당하는 수모를 겪고있는 것이다. 과거 일본이 얼마나 많은 고봉을 한국인에게 주었으며 또 그들의 죄악이 얼마나 오랜시간 한국인의 가슴 속에 상처로 남았는가!

군위안부의 생각이 또다른 피해자들의 가슴에 상처를 남겼다는 것을 기억해 주기 바라며 다시한번 우리 태평양전쟁희생자유족회의 입장은 일본민간기금의 배척과 함께 일본의 진정한 사죄와 국제관행대로 보상할 것을 촉구한다. 이에 우리의 입장을 다시한번 분명히 밝힌다.

【 우 리 의 입 장 】

1. 군위안부 할머니들에게 피해보상을 하기 이전에 일본정부는 국가로써 먼저 군위안부 할머니들과 그 가족들에게 공식적인 사과를 하라.

2. 개개인의 민간기금이 아닌 일본정부에서 출연하는 예산으로 국가배상을 하라.

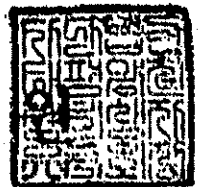
3. 일본정부는 이미 세계적으로 비인도적이고 비인간적인 가혹한 전쟁범죄를 저질렀음을 깨끗하게 인정하고 지금까지 은폐하고 있는 일본군 위안부 자료와 강제연행, 강제징용자, 생사불명자 등의 전사료를 하루빨리 공개하라.

4. 본 태평양전쟁희생자유족회와 군위안부 할머니들은 이미 동경지방법원에 1인당 2천만엔씩의 국가배상액을 요구한 바 있다. 따라서 1, 2 사항이 해결된 후에 군위안부 할머니들에게 각 2천만엔씩 배상하라.

5. 또한 위 사항에 있어서 전쟁범죄의 사실을 일본외사교과시에 게재하라.

이와같은 이유로 일본정부의 방침과 민간기금을 거부함과 동시에 하시모토 내각은 이물 즉시 시행할 것을 우리 태평양전쟁희생자유족회는 강력하게 항의 촉구하는 바이다.

회 장 배 해



過去数ヶ月間、各方面で、「従軍慰安婦」問題がさかんに議論されています。国民がこの問題に関心をもち、真剣に議論することは私たちの歓迎するところです。しかし、最近の表明されている一定の傾向の意見については、政府とともに、「従軍慰安婦」にされた方々に対する償いのために活動している「女性のためのアジア平和国民基金」として、問題を感じざるをえません。ここに本基金の所見をまとめ、みなさまのご参考に供したいと存じます。

過去の戦争の時代に対する正しい認識をもつことは、こんにちアジアの近隣諸国との心のかような友好協力関係を発展させるために、きわめて重要です。1972年の日中共同声明において、「日本国は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を感じ、深く反省する」との表明がなされました。その後も歴代政府は努力を積み重ね、その到達点として戦後50年の年の昨年8月15日の首相談話が出されたのであります。またそれに先立って、衆議院でも6月9日戦後50年決議が可決されましたが、その中でわが国が植民地支配と侵略的行為によって「アジアの隣国に苦痛を与えたことに対して反省の誠を捧げる」ことが表明されたのです。

いわゆる「従軍慰安婦」問題は中国に対する戦争の過程で発生した問題です。戦火が満州から全中国に拡大するにつれて、占領地で日本軍兵士による中国人婦女子に対する強姦が頻発しました。これは陸軍刑法にてらしても、一般刑法にてらしてもまぎれもない犯罪であり、強姦の罪を犯した兵士は軍法会議で厳罰に処せられることが法です。しかし、日本軍においてその法がどれほど適用されたかは疑わしいところです。事態を憂慮した派遣軍指導部では「性的慰安の設備を整え」、事件の発生を防ごうとしました。ここにおいて軍の要請のもとに慰安所が設置されるにいたったのです。この慰安所が民間人の業者によって設置されたにしても、これが戦争目的遂行のために必要な設備として軍の要請によって設置された以上、この慰安所の存在に対して日本国家と日本軍は道義的責任を免れません。

一部では、慰安所に女性たちを集めるのに、国家機関の直接的強制力が加えられたかどうかがかもっぱら争点にされており、官憲による強制が立証されなければ問題はなかったかのごとき主張がなされていますが、これは当をえません。官憲

による直接的強制を立証する文書資料がいまだ発見されていないのはたしかです。そして朝鮮半島から集められた女性たちの申し立てで圧倒的に多いのは、甘言をもって欺かれて、集められたという証言です。その場合、しばしば甘言をもって欺いた者は民間の業者であったと思われますが、そのような業者の活動が軍や官憲の便宜提供のもとにおこなわれ、欺かれた女性たちが軍の統制下にある施設において性的奉仕を強いられたのなら、国と軍はそのことに対する道義的責任を免れません。

さらに東南アジア諸国、とくにフィリピンの場合は、多くの証言が一致して指摘するところでは、慰安所に集められる現地女性には直接的暴力が加えられていました。

日本政府は1992年7月6日と8月4日に「従軍慰安婦」問題調査結果を発表しました。軍の要請と関与のもとに設置された慰安所に集められ、多数の将兵に性的奉仕をさせられ、心身に深い傷を負った女性たちが存在するという事実が認定されました。その事実認識にもとづいて、歴代政府の取り組みに立脚して、橋本総理大臣の「お詫びの手紙」が発されたのです。

「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しく後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。」

この総理の手紙で示された精神は、この国の努力の積み重ねの上に最終的にかたちをあたえられたものであり、政府と基金の共同の精神であって、全国民のものとなるべき見方です。歴史教育もこの精神にそって考えられていくことがのぞまれます。これは全世界の注目の中で被害を受けたアジア諸国民に日本国が約束した一線であり、これから後退することはありえないのです。

アジア女性基金1996年度女性の人権に関わる今日的課題への自立活動・支援
助成金交付要綱（案）

- 1 申請があった場合には、事務局において、①助成申請書、②助成申請事業実施計画書、③助成申請事業者調査書、④助成申請事業経費の明細の各書類に受付番号を付した上、①から④の書類の各項目に記載がなされているか点検するとともに、必要な資料が添付されているか確認する。

事務局業務第2部長は、明白な過誤、記載もれ、添付もれがあったときは、期限を付して補正を求める。

- 2 事務局業務第2部長は、助成審査会に申請に係る書類の写しを配付し、申請の概要を報告する。助成審査会においては、当該書類の審査を行い、必要に応じて申請人等からのヒアリングを行うことができるものとする。

- 3 助成審査会のメンバーは、各
氏及び 理事兼事務局長の 名とし、議長は とする。
助成審査会の庶務は業務第2部において処理する。

- 4 助成審査会においては、助成の可否、助成の額等を審議し、助成審査会としての意見及びその理由を理事長に具申するものとする。

- 5 申請案件については、助成審査会の意見に従い、理事長が助成の可否及び可とする場合の額等を決定するものとする。その結果については、理事会に報告するものとする。

- 6 理事長は、申請された案件について、助成の可否及び額、留意事項等を文書にて通知するものとする。

「慰安婦」関係資料委員会調査研究について（案）

「慰安婦」関係資料委員会の調査研究事業については、下記の手順等にしたがって行うこととする。

（１）計画書及び見積書の作成と提出。（別紙①を参考に、委託契約者が作成し、基金に提出してもらう）

（２）委託契約の締結（別紙②参照）

（１）の計画書及び見積書の提出にもとづいて、アジア女性基金と委託契約を締結する

（３）清算の手続き

調査研究の終了後、委託研究結果及び領収書の確認等を行う。

（４）経費の積算等については、別紙③を基本として行う。

調 査 研 究 実 施 要 領

1. 調査研究テーマ

新指数の開発に関する調査研究

2. 委嘱研究の目的

指数は1次統計の加工統計であることから、1次統計の整備とともに新規に開発することが可能である。

しかし、我が国の経済指数の開発状況をみると、最近では、昭和46年に製造工業生産予測指数（昭和44年基準）、昭和53年に第3次産業活動指数（昭和50年基準）、平成3年に企業向けサービス価格指数（昭和60年基準）が開発されているにすぎない。

したがって、平成元年度から研究を進めてきた経済指数体系の整備に関する調査研究結果をも踏まえて、最近の統計体系の整備に併せて、新指数の開発について調査研究することを目的とする。

3. 委嘱研究の内容（項目）

- (1) 経済指数の整備すべき分野の整理
- (2) 新指数開発の具体化方策

4. 委嘱研究の実施方法

本調査研究の実施に当たっては、支出負担行為担当官（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは緊密な連携を取りながら円滑かつ効果的に実施する。

5. 委嘱研究の実施場所

乙の施設内

6. 納品物件

調査研究結果報告書（原稿）1部

7. 委嘱研究の監督及び検査

本調査研究の適正な履行を確保するための立会い指示その他の監督及び作業完了の確認等は次の職員が行う。

監督職員：

検査職員：

8. その他

- (1) 乙は、本調査研究を承諾するときは、速やかに承諾書（様式1）を提出する。
- (2) 乙は、調査研究完了後は、甲に速やかにその旨を完了報告書（様式2）により報告する。
- (3) 乙は、帳簿を備え、本調査研究に係る支出の金額を記載し、使途を明らかにしておくものとする。
- (4) 甲は、本調査研究の委嘱事項について、その遂行状況及びその他必要と認める事項について、乙に対し実地調査し、または報告を求めることができる。
- (5) 乙は、研究結果報告書を、
を經由して甲に提出するものとする。

契 約 書

支出負担行為担当官 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、下記条項により「新指数の開発に関する調査研究」(以下「業務」という。)の委託契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、「実施要領」に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約期間)

第3条 委託契約の期間は、平成7年10月2日から平成8年3月28日までとする。

(契約限度額)

第4条 業務に要する経費の限度額は次のとおりとし、精算により確定する。

金3,200,000円(うち消費税額93,203円)也

2 消費税額 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき、契約金額に103分の3を乗じて算出して得た額である。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙は、この業務達成のため、やむを得ず業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(服务等)

第9条 乙は、業務を行うに当たっては甲の指示に従い、その円滑な遂行に努めるとともに、甲から貸与された財産の管理については常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 甲は、乙の従事者を不適当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。

(監督)

第10条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(会計帳簿)

第11条 乙は、業務に係る経費の出納を明らかにする会計帳簿を備えるとともに、その出納を証する書類を整理保管しなければならない。

(会計帳簿等の監査)

第12条 甲は、乙に対して業務の実施状況について必要な報告又は資料の提出を求め、会計帳簿及び関係書類を監査することができる。

(委託内容の変更)

第13条 甲は、この契約の締結後において委託業務の内容を変更する必要がある時は、乙と協議の上、この契約に定める条件を変更することができる。

(事情変更)

第14条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又

は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合は、協議してこの契約を変更することができる。

- 2 前項の場合において、この契約に定める条件を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

(検査及び完了)

第15条 乙は、業務を終了したときは速やかに甲に報告書等を提出し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の規定による提出を受けたときは、速やかに検査を行わなければならない。

- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

(目的外使用の禁止)

第16条 乙は、甲から配分された委託費について、これを目的外に使用してはならない。

(委託費の精算及び支払)

第17条 乙は、第15条により業務を完了したときは、速やかに別に定める精算報告書に証拠書類を添付して提出するものとする。

- 2 甲は、前項の精算報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、第4条の契約の限度額の範囲内で精算額を確定し、乙に通知するものとする。

- 3 乙は、前項の通知を受け、これを承認したときは、確定額の支払いを甲に請求するものとする。

- 4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に当該代金を乙に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条第4項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年8.25パーセントの割合で計算した遅延利息を速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(業務完了後における説明等)

第19条 乙は、この契約の完了後において、第15条第1項の規定により提出した報告書等並びに第17条第1項の規定により提出した精算報告書及び証拠書類に関して甲から説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(解除)

第20条 甲は、自己の都合により乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

- 3 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

- 4 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、第14条第1項の規定による事情変更の場合、又は前条第1項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙は甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合には第17条及び第18条の規定を準用するものとする。

- 2 前条第2項の規定による解除の場合、甲は乙に損害の賠償を請求できるものとする。

- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは乙の負担においてその障害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

- 4 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

(協議)

第22条 この契約について、甲と乙が協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決の斡旋を求めるものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙が平等に負担する。

(補足)

第23条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所持する。

(平成 年 月 日

甲

乙



別紙③

委託事業経費について

1、手当て 実働日の手当は下記の日額とする。

【研究委員手当て】

	日	額
学長クラス		15,000円
その他		10,000円

【調査委員手当て】

	日	額
学生等		5,000円
特別の技能がある調査委員		7,000円

2、交通・通信費 実費を支払う。

3、複写費 「慰安婦」関係資料委員会が必要と認める資料の複写の費用を支払う。ただし、調査委員手当てとの重複はできない。

4、謝金 謝金等のお礼は支払えない。

5、書籍費 「慰安婦」関係資料委員会が必要と認める書籍等の費用を支払う。

6、出張 必要に応じて、国内外の出張を行う場合は、下記のものを支給する。

●交通費 最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費の実費を支払う。

●宿泊代、日当を下記の表のとおり支払う

内国旅行の宿泊、日当

	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
学長クラス	2,600円	11,800円
その他	2,200円	9,800円

外国旅行の宿泊、日当

	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
学長クラス	4,500円	13,500円
その他	3,800円	11,600円

8、支払い方法 委託事業ごとに積算した経費の一部を概算払いとし、事業終了後、清算することとする。

9、管理費 上記の費用総額の10%を管理費とする

「アジア女性基金—現状とこれから」

大阪報告集会について

【名 称】 アジア女性基金—現状とこれから—

【主 催】 アジア女性基金

【プログラム】

司 会 野中邦子運営審議会委員

あいさつ 有馬真喜子副理事長

報 告

和田春樹呼びかけ人

横田洋三運営審議会委員

討 論

【会 場】 大阪リバーサイドホテル

【参加者数】

【発言要旨】

＜あいさつ（有馬副理事長）＞ このような集会が、大阪で開催され、準備していただいた方はじめ、参加者に感謝をもうしあげます。基金は、償い金、総理の手紙、医療福祉支援事業、歴史の教訓とする事業、今日的な女性問題の5本の課題に取り組んでおりますが、8月14日にフィリピンで、償い金をお渡しいたしました。現在、6名の方が受け取っていただいています。

基金の認定等について、当該国の政府と民間が話し合いで行うこととなっていますが、こういう方式が可能なのが、現在ではフィリピン、韓国、台湾です。その他の国についても調整が進められています。医療福祉支援事業については、政府の資金によって行われますが、現在検討が進められ、一定の基準が出来上がっています。

また、基金として、重要視しているのが、歴史の教訓とする事業で、外部の方も加わり、研究チームがスタートいたしております。政府が調査したものをさらにあらいなおす作業と被害者、関係者からの聞き取りを行い、文献では明らかになできない実態を調査することを予定しています。

また、今日的な問題として、女性に対する暴力の問題があり、この活動をしているNGOに対する支援活動を行うこととなっており、10月から12月にかけて申込みを受け付けているところです。国際セミナーの実施とか、基礎的な調査を行うなどのことを行っていく予定でございます。

＜報告＞

和田呼びかけ人 私は、8月に韓国に行った。被害者は、名乗りをあげてから6年間も苦勞してきている。20数名の方に会った。2名の方が受け取りを拒否すると言い、2名の方はアジア女性基金を受け取りたいと表明された。その他の方は、一括500万円という条件がつけられた。責任には、法的と道義的責任とがある。日本政府は、道義的責任を認めた。ここまではきた。法的責任を認めなければ「ゼロ」だというのは、敗北主義だ。立法が出来なくとも、成果はある。この間のいろいろな活動の結果であり、6年間の成果である。

横田運営審議委員 91年から、国連の人権委員会、人権小委員会、世界女性会議等で、この問題が議論されてきた。この春には、クマラスワミ報告もでていたが、「take note」された。日本政府のアジア女性基金についての報告に対し、奴隷制作業部会では、基金は「ユーズフルステップ」として評価されている。リンダ・チャペスから「日系米人に対して道義的責任で、200万円支払っていることを参考にしたらどうか」と提案があった。国際法上の問題もあり、日本政府の公式説明は個人の請求権存在しないということで、国家賠償を求めていくことの困難さがある。100%ということではないが、一つの解決の方向に向けて動いているということで、私なりに関わってきた。

<討論>

- ・何故、法的責任にもとづく、国による補償が出来ないのか
- ・認定をどうしているか。慰安婦かどうかをきちんと調査しているのか。
- ・挺対協が呼びかけ、韓国で基金が作られている。今、私どももこの呼びかけに応じて集会をやり、数万円集めた。日本人として国家の政策をどう変えさせるのか。韓国の募金に比べるべきか悩む。
- ・被害者は高齢化している。一刻も早くやるべきだが、基金は、国家補償につながるのか。
- ・橋本総理の手紙は、組織的犯罪と認めていない。
- ・このまま、アジア女性基金を認めることは、あいまい化につながらないか。

以上のような意見が会場からだされ、それぞれ基金から答えるかたちで、活発な議論が行われた。9月11日に行われた東京での報告集会とは異なり、アジア女性基金に対する反対の意見というよりも、基金に対する率直な疑問が提出された。

よく勉強しており、何が重要なことなのかを真剣に考え、悩んでいる趣旨の発言が多かった。

なお、速記をおこしているところで、詳細については、別途報告書を作成する予定。

女性のためのアジア平和国民基金

原文兵衛理事長殿

申し入れ書

基金発足以来、呼びかけ人、理事、運営審議会、事務局など多くの方々が、日本軍による慰安婦制度によって被害を受けた元軍隊慰安婦のために解決を図ろうとしてきたご努力に対し、敬意を表明致します。しかし、基金そのものに対し、被害当事者を含め反対があることも事実です。私たちはこの間、高齢の被害当事者の立場に立ち問題の解決に向けた前進を実現するため数回に渡り基金に対する要望、提言を申し入れてきました。

最近、慰安婦問題記述の教科書削除を求める動きも活発になっていることは御存知のとおりです。しかし、こうした基金の根幹を否定するような動きに対して未だ明確な基金の姿勢が表明されないことを非常に残念に思います。速やかに、基金としての態度表明を明確にされるよう要望します。基金は、多くの国民からの拠金を元に構成されているのですから、基金の姿勢を明確に表明すべき段階にあると考え、次のことを実現するよう提言します。

(1) 教科書削除問題に対する基金の見解表明を速やかに実現すること。

(2) 歴史資料委員会で次のことを実現するよう提案します。

▲「慰安婦110番」を開設し、広く国民の証言協力を求め、真相究明すること。

▲真相究明のため、各地で真相発掘に取り組んでいる団体や個人からの情報を集め公開するための、ホームページの開設。

▲新資料の早急な発掘。特に警察関係からのもの。

(3) 受取を表明した被害当事者に速やかに償いの基金と事業が実施されるよう一層主体的に取り組むこと。対政府との関係で被害当事者が一層の混乱と被害に巻き込まれるような愚は絶対に避けるよう要望します。

1996年12月16日

日本の戦後責任をハッキリさせる会

1996年12月8日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛 殿

12/8～9企業責任追及総行動実行委員会
(事務局 全造船労働組合関東地区協議会)

当実行委員会では、12/7に結成された「強制連行・企業責任裁判全国ネットワーク」を軸に全ての戦後補償実現を求める団体の協力・参加を得て、強制連行・企業責任追及、政府関係機関等への要請を含む全ての戦後補償実現を求める一日総行動を本日取り組んでいます。

つきましては、貴基金の受け取りがほとんどの被害者から拒否され実質的に破綻寸前に追い込まれている事実を重く受けとめ「国民基金」を中止することを貴職に要請します。

日本基督教団

東京都新宿区西早稲田2-3-18 ☎169

総務 (03)3202-0541, 財務 (03)3202-0543,

宣教 (03)3202-0544, 広報 (03)3202-0546

FAX (03)3207-3918

No.

年 月 日

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛 殿

私たちは今日、橋本龍太郎総理大臣に「日本政府は国連勧告を受け入れ、直ちに『軍隊慰安婦』問題の根本的解決に向けて尽力すべきです」の署名4,166人を提出してきました。

あなた方国民基金の業務は、日本政府によって「軍隊慰安婦」にさせられた人々への公式な謝罪と補償する責任を、日本政府に放棄させるものです。

今年8月「償い金」支給のため、あなた方国民基金は、被害者への強引な説得活動をしてきたと聞きました。

特に最近慰安婦を担当した旧日本軍関係者等について、米国は入国を禁止する措置をとったと聞きました。このことは国際的にも軍隊慰安婦問題が戦争犯罪であったという共通理解に基づく措置だと考えられます。

国民基金が国連勧告を受け入れず、従来からの態度に固執するなら、国際的な信用を失墜することでしょう。

どうか被害者の人権を再び蹂躪するような事はやめて下さい。そして国民基金を一日も早く解散し、日本政府に謝罪と補償を行うよう働きかけて下さい。

1996年12月9日

日本基督教団「戦後補償を求める5年連続国民運動」

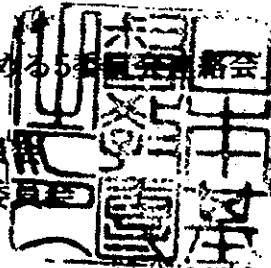
社会委員会

在日・日韓連帯特別委員会

部落解放センター運営委員会

性差別問題特別委員会

靖国・天皇制問題情報センター運営委員会



日本政府は国連勧告を受け入れ、直ちに「軍隊慰安婦」問題の根本的解決に向けて尽力すべきです

内閣総理大臣 橋本 龍太郎 殿

1996年4月19日、国連人権委員会では「慰安婦」問題を含む「女性に対する暴力」に関する決議が採択されました。決議の基礎となった特別報告官クマラスワミさんの報告書では、「慰安婦」は「性奴隷」であり、旧日本軍の行為は国際法上の「人道に対する罪」であると断定しています。さらに日本政府に対して被害者への個人補償・加害者への懲罰・資料の完全公開など、6項目の厳しい「勧告」が述べられています。

しかし、こうした国連人権委員会の採決に至る課程では、日本政府はアジア諸国の猛反発を受けながらも、最後の最後まで自らの責任を回避すべくロビー活動を展開するという不様さを示しました。挙げ句の果て、日本政府を支持する国は一国もない結果に終わりました。

もういいかげんにしてください。歴史の未来は、過去の歴史を冷静に反省し、謝罪すべきは謝罪し、補償すべきは補償することから始めることによってのみ、人々の信頼を得ることもできるでしょうし、次の世代に託すことができるのではないのでしょうか。

日本政府は国連勧告を受け入れ、直ちに「軍隊慰安婦」とされた人々の問題を根本的に解決すべく尽力してください。

わたしどもは、そのために次の諸点を政府に対して要請します。

1. 国連人権委員会の「軍隊慰安婦」問題に関する勧告をすべて受け入れること。
2. 勧告を実行するための機関の設置、国内法の制定にすみやかに着手すること。
3. 「女性のためのアジア平和国民基金」を直ちに撤回して、政府が個人補償すること。

氏 名	住 所	印:サイン	カンパ

署名用紙が必要な方は下記の事務局宛てご請求くださるか、コピーをしてお用ください。

署名送り先及び事務局

日本基督教団戦後補償を求める5委員会連絡会

東京都新宿区西早稲田2-3-18

日本基督教団在日・日韓連帯特別委員会気付

☎ 03-3202-0546 Fax 03-3207-3918

振替00140-9-145275 日本基督教団

(戦後補償を求める署名カンパ)

(三木睦子先生ジョージタウン大学スピーチ)

It is a great pleasure for me to make a keynote speech at Georgetown University, a university which is well known in the world for its excellence in learning, particularly in the field of international affairs.

This will be an unforgettable occasion for me. Furthermore, I feel very strongly the importance of the subject matter of this conference, pertaining as it does to fundamental issues of human rights, war, and peace.

My husband, Takeo Miki, was elected as a member of the Japanese House of Representatives at age 31. He subsequently was reelected 19 times, serving in the House until he passed away at the age of 81.

Despite his efforts before the war to steer Japan away from conflict with the United States, my husband felt after the war a sense of unease concerning his inability to help avert that great cataclysm. His determination to atone for Japan's failures, as well as his own, served as the motive force of his long political career.

As I reflect back on his career and the concerns that guided him, it is clear to me that he recognized the tremendous abuse of basic human rights that were associated with the war. Recognizing the fundamental facts of the war, he then devoted himself to attempting

to atone for them. And he was clear in his own mind that he, and Japan as a nation, had responsibilities to seek to establish an enduring peace.

Initially, with the conclusion of the war, my husband said that he would resign his seat and run a grocery shop. I argued with him, however, telling him that he had responsibilities to help lead Japan toward a democratic future. As a young man who had enjoyed education in the United States before the war, you are well placed to help guide Japan away from its militarist past. I am happy to say that he agreed with me and continued his political career, including service as prime minister from 1974 to 1975.

Like my husband, I too work for peace, together with women of other Asian countries. I now serve as chair of the Asian Women Friendship Association as well as the UN Women Association. In addition, I am a member of Peace in Asia, as well as Women's Role, nongovernmental organizations working for Korean unification. I have had the opportunity to visit both the Democratic People's Republic of Korea and the Republic of Korea.

In the course of candid discussions during those visits, I gained fresh impressions of the lasting scars left by the Pacific War. I firmly believe that the human contact and understanding gained through such interchanges, and the chance to gain insights of the human sufferings associated with the war, can provide meaningful

bases for establishing international peace. In particular, if more people of all countries could learn from one another in these ways, I believe the prospects for peace would be stronger.

The plight of the so-called comfort women during the Pacific War raises a number of fundamental human rights issues. The women who suffered during the war present to us human suffering of tragic proportions. And these human stories are intertwined with national struggles for global prestige, and national security issues engaging life and death conflicts. Out of the conflict of these enormous historical forces, come the human tragedies of the comfort women.

In 1991, these comfort women asked the Japanese government both for apologies for their wartime suffering and for direct monetary compensation. The women worked through the Japanese courts and, in the process, brought to light previously hidden facts. The Japanese Ministry of Foreign Affairs insisted again and again that the issue had been settled with the signing of the peace treaties in San Francisco in 1951 as well as subsequent treaties, such as that with South Korea in 1965.

In 1991, twelve Korean victims of the Japanese military's wartime policies visited Japan and instituted a suit against the Japanese government. Their action rallied the sympathy of the Japanese people. In 1992, researchers unearthed records at Japan's Self-

Defense Agency archives detailing the Imperial Japanese Army's involvement in the sexual enslavement and supervision of these women. These records clearly show the army's involvement in the establishment, management and supervision of brothels, and the issuance of identity cards to the women involved. In short, these records make perfectly plain the Japanese government's direct participation in these schemes.

In August 1993, then Chief Cabinet Secretary Yohei Kono, commented on the results of these records in the following terms: "The Government of Japan would like to take this opportunity once again to extend its sincere apologies and remorse to all those, irrespective of place of origin, who suffered immeasurable pain and incurable physical and psychological wounds as 'comfort women'."

In August 1994, anticipating the 50th anniversary of the end of the war, then Prime Minister Tomiichi Murayama declared: "On the issue of the treatment of the many 'comfort women,' and the damage done to their honor and dignity, I would like to take this opportunity once again to express my profound and sincere remorse and apologies."

Prime Minister Murayama expressed his honest remorse and apologies to those people who were injured under Japanese colonial domination and Imperial Japan's war of aggression. His comments were widely reported in the international press, and many observers anticipated

a settlement of the comfort women issue on the 50th anniversary of the ending of the war. These expectations, however, ran headlong into the government's determination not to take on any additional commitments to compensate the victims of the war. Instead, the government sought to organize private Japanese contributions and on several occasions requested me to endorse those efforts. In each case, I declined. I thought then and continue to believe that given the clear responsibility of the Japanese Imperial Army in the ill-treatment of these women, the Japanese government today bears a direct responsibility to pay compensation to the comfort women. I did not reach my decision without mixed feelings, however. By declining to endorse these government-encouraged private initiatives, I was simply delaying the day when these women, already well advanced in years, could enjoy the fruits of monetary compensation from Japan. In standing by principle, I was helping to delay delivery of justice to these women. As I worked on behalf of these women, seeking to reach those who today are indifferent to the suffering these women first endured over half a century ago, I wondered whether I might not be better able to help them by accepting the government's invitation to endorse one of the private fund-raising initiatives. In this way, I thought, I might be able to influence their policies and secure Japanese government contributions to these women. Indeed, Prime Minister Murayama assured me that I would be free to continue to express my views on this issue and to try to influence government policies.

For these reasons, I agreed to play a role in raising funds for these women and endorsed the work of the Asian Women's Fund. In traveling about and meeting a variety of people, I often was moved by the contributions made by Japanese people in a variety of walks of life. On the whole, however, I found that most people were rather indifferent about the effort to raise funds for these women. My misgivings about these private efforts increased when Prime Minister Murayama of the Democratic Socialist Party resigned early this year and was replaced by Liberal Democratic Party leader Ryutaro Hashimoto. The new government showed no indications that it was prepared to catalyze support for compensation for the comfort women of Asia or other parts of the world. In short, the Asian Women's Fund was not serving its stated purposes.

Let me repeat my conviction that given the Imperial Army's involvement in these outrages, the Japanese government should play a direct role in compensating these women. On August 14, 1996, the government released the text of "a letter expressing the country's remorse" from Prime Minister Hashimoto. In the letter, Hashimoto, in his capacity as Japan's prime minister, expressed his "most sincere apologies and remorse" to the victims and the damage done to "the honor and dignity of large numbers of women." These phrases appear twice in the letter. Hashimoto also expressed his "painful awareness" of Japan's "moral responsibility."

While this letter appears to express Japan's remorse with

sincerity, it in fact employs carefully crafted language with the express intent of guarding against the acknowledgment of any financial responsibilities on the part of the Japanese government. What is really important about the letter is the implicit message that the Japanese government refuses to accept any legal responsibility for compensating the women victimized by the Japanese Imperial Army. The letter, in short, was written not out of sincere atonement for the undeniable tragedy of the historical facts, but rather with an eye on the probable treatment of lawsuits pending in Japan's legal system. The prime minister could speak of Japan's moral responsibility, but not the government's legal responsibility.

Why is the government behaving in this fashion? Officials fear that acceptance of responsibility for compensation payments will simply encourage the lodging of further claims from other victims. These could include thousands of forced laborers and prisoners of war. The letter also skirts a variety of other issues. While it talks of the "honor and dignity of women," it does not address Japan's broader responsibilities for its colonial policies or its aggressiveness in launching war in the Pacific. Neither does the letter discuss the fates of the Chinese and Koreans who served in the Japanese army.

Hashimoto's letter was in fact a step back from the earlier August 1993 letter by Kono. For example, while Kono's letter acknowledged

that force was used in recruiting the comfort women, Hashimoto's letter ignores this point. Instead, this point is expressed in the letter by Hara, chair of the Asian Women's Fund. By using both letters, Hashimoto is able to minimize his expressions of the Japanese government's direct responsibility to these women. The government continues to proclaim that it has a practical scheme for compensating these women. At the same time, however, Hashimoto's letter avoids recognizing any direct responsibility on the part of the Japanese government.

Indeed, the general tone of Hashimoto's letter is not acceptable. There are two roughly synonymous Japanese words for "apology," *owabi* and *shazai*. The government avoided the latter, stronger, term as it feared its use would weaken the government's legal position in a lawsuit filed by former comfort women.

This general pattern of behavior on the part of the Japanese government is not acceptable. We cannot build constructive and friendly relations by repeating self-righteous slogans, criticisms and apologies, and a continuous cycle of arrogance inducing distrust leading to misunderstandings. It is time for Japan's relations with her neighbors to move beyond this depressing pattern. A first step in breaking the cycle is the clear and unambiguous recognition of historical facts.

Constructive international relations and successful diplomacy rest

on curbing hate and building on affinities between different peoples. The Japanese government should work to curb long festering hatreds and distrust, and try to promote cooperation and trust. Such steps, I believe, would be helped immeasurably through the forthright recognition of Japan's historical crimes and the payment of compensation to the victims of those crimes.

Some Japanese people would rather hide from the issue of comfort women, feeling it brings disgrace upon the Japanese state. Those of us who want to address this issue forthrightly and put it behind us, however, are not content with simply hiding from the issue. It is precisely in order to rehabilitate the reputation of the Japanese state that we advocate direct payments of compensation to the victims of past policies of the state.

It is natural for the Japanese people, as with those of other Asian nations, to have both a sense of national responsibility as well as one of pride. Peoples of all Asian nations can nurture their respective national prides while fostering cooperative international relationships. It is our duty and our hope that we can build such relations among the states and peoples of East Asia.

In closing, let me thank you very sincerely for inviting me to speak at this conference. And allow me to express my heartfelt wishes for a stimulating and instructive conference leading to fruitful results.

「慰安婦」問題の立法解決を求める会（仮称） へのご協力を呼びかけます。

—アジアの声を日本の国会へ—

アジア・太平洋戦争が終わつて半世紀以上がたちました。しかし、この侵略戦争で被害にあつた人々は今も心身に癒すことのできない傷をかかえながら生活しています。一九九一年になつてはじめて、日本の国によつて「慰安婦」にさせられた女性たちが、國を否定する政府に抗議して声をあげました。その後、この「慰安婦」制度の実態がどれほど明らかにされてきたでしょうか。残念ながら充分にその実態が解明されたとはいえません。いまだに、日本が戦争中に侵略した国や地域で被害者が名乗り出ているような状況です。

それにもかかわらず、日本政府はこの問題に関し、二国間・多国間条約で解決済みと主張し、一九九三年に真相究明を実質的に打ち切り、一九九五年には民間の「女性のためのアジア平和国民基金」を設立しました。

国民の寄付で集めたその「償い金」の支給が今年八月に開始されましたが、三ヶ月たつても、受け取りはフィリピンの被害者六人にとどまっています。韓国・台湾では十一月中旬までに、政府・当局の反対の姿勢が固まり、「償い金」の支払いができない状況になっています。

今や、「慰安婦」問題は出口のない状態になってしまいました。これを打開するために市民と国会議員が協力し、立法による解決を求めようではありませんか。

「慰安婦」に対する加害行為は、日本帝國軍を含め日本の国家が行いました。国連人権委員会の決議をはじめ、国際労働機関（ILO）も、これを女性の奴隷化であるとし、戦争犯罪・国際法違反と指摘しました。日本弁護士連合会は、日本政府が個人補償立法によつて解決するよう提言しています。日本国内の数多くの市民団体も同様の要求をしています。

そこで私たちは、「慰安婦」問題の立法解決を求める会」を設立して以下を実現し、多くの市民とともに国会議員に働きかけることが必要と考えました。このような動きに対して、すでに少なからずの国会議員から積極的な反応をいただいています。

（一）アジアの声が日本の国会に届いていません。それが行き詰まりの大きな原因ではないでしょうか。とくに被害国・地域の議員、被害者などを多数お招きし、日本の国会と繋ぐことにより、津々を埋める活動が必要と考えます。

（二）国連人権委員会、国際労働機関（ILO）が日本の「慰安婦」について奴隷・戦争犯罪・国際法違反と指摘し、勧告しています。これを共通認識とし、政府が被害者に謝罪するよう求めます。

（三）国会による真相究明をはじめ、議員立法によつて、日本政府による被害実態の調査機関を設置するよう求めます。

（四）被害者と支援団体、そして被害国政府・当局が受け取りを拒否している「女性のためのアジア平和国民基金」を通して、日本政府は医療福祉事業を実施しようとしています。政府は次期通常国会にこの事業のため、一年間で約七億円の手当措置を提案しようとしています。

被害国政府・当局はこの提案に反対し、国家による個人補償立法による解決を求めています。私たちも同様に、国による個人補償立法を求めます。

右の目的のために私たちは、皆様に次のご協力をお願いしたいと思います。

A、ぜひ、この趣旨にご賛同の上、「慰安婦」問題の立法解決を求める会」にご参加いただき、可能な範囲でのご寄付をお願いします。

B、中央やそれぞれの地元で国会議員への働きかけを行って下さい。地方議会での決議なども求め
て下さい。

C、当会の諸活動に、創意工夫を凝らし、出来る範囲で積極的にご参加下さい。
なお、各地の活動内容を事務局にご連絡下さい。会員の方々にはニュースでそれらの情報をお
知らせし、全体で共有するとともに、次の活動の糧にしたいと思います。

一人でも多くの方々とともに、以上のような課題を担って被害者の願いを叶えていきたいと考えて
います。それが日本の国民としての責任の一端を果たす事につながります。また、日本がアジアと平
和に共生できる条件をつくる一助になると確信しています。

一九九六年一二月

「暴安婦」問題の立法解決を求める会（仮称）

呼びかけ人

荒井 信一	日本の戦争責任資料センター代表
藤合 恵子	作家
川田 文子	ノンフィクション作家
佐治 孝典	アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、 心に刻む集会実行委員長
鈴木 二郎	東京都立大学名誉教授
田嶋 陽子	法政大学教授
土屋 公献	前日本弁護士連合会会長
西野 智美子	ルポライター
松井 やより	アジア女性資料センター代表
三浦 綾子	作家
武者小路 公秀	明治学院大学教授
吉見 義明	中央大学教授

（五〇音順、一九九六年一二月二五日現在）

活動予定

一九九六年一二月二十九日から一月中旬までの臨時国会

一月中旬に、台湾の国会議員と支援団体約八人を招請

各党との対話と院内集会を実施

一月中旬に、韓国の国会議員と支援団体約一〇人を招請

各党との対話と院内集会を計画中

一九九七年一月下旬から六月までの通常国会

二月中に、真相究明法案の提出と補償法案の提出準備に向け院内集会

フィリピンから五人の国会議員と支援団体を招請

四月上旬に、法案審議の開始に合わせて国際フォーラム

関連関係者・アジア各国から約一〇人を招請

'I AN FU' MONDAI RIPPOUKAIKETSU NEWS

「慰安婦」問題の立法解決を求める会

1996年12月1日 創刊号

台湾から「慰安婦」問題 解決に議員がやってくる！

8月に「女性のためのアジア平和国民基金」の支給が始まってから3ヶ月が過ぎました。これまで同基金を受け取った被害者はフィリピンの6人にすぎません。

そして大問題は、韓国と台湾の政府・当局が、同基金の受け入れを拒んでいる事実です。こうなると、もはや基金による決着はありえません。

この事情をもっともよく表しているのが、韓国・台湾の議会の90%以上の議員が同基金に反対している事実です。フィリピンも同様の動きにあります。

私たち「慰安婦」問題の立法解決を求める会」は、国会への働きかけを強化するためにその活動の重要な一環として、アジアの議員と被害者・支援団体を日本の国会に招請し、各党対話のきっかけを作ろうと新しい動きを始めました。

第一回の企画として下記の要領で院内集会を開くとともに、各党への要請を行います。議員と市民の皆さんの参加を呼びかけます。

院内集会

時：12月11日 12時～13時

於：衆議院第1議員会館 第3会議室

出席者

台湾側 国民党 新党 民進党 各2名

台北市婦女救援基金会理事 2名

日本側 各党責任者 「慰安婦」問題の

立法解決を求める会・呼びかけ人

国民党

(与党)

陳鴻基

(Hon-Chi Chen)

(立法院委員)

政党関係工作会副主任

新党

(野党)

錢達

(David Chen)

(立法院委員)

外交・情務委員会委員
新党国際事務委員会
前抗日戦争史実維護会総幹事

民進党

(野党)

范巽綠

(Sun-Lu Fan)

(立法院委員)

鄭麗文

(Li-Wun Cheng)

(国民大会)

キャンセル

無所屬

蔡中涵

(Chuang-Han Tsa)

(立法院委員)

外交委員会召集委員
(財) 台湾原住民文教基金会
理事長
流通経済大学講師

黃清林

(Chin-Lin Huang)

(立法院委員)

在日台学会首席
在日台湾同郷会副会長
在日東京華僑總會副会長
日本中華聯合總會常務代表
現代評論発行人

大会プログラム

司会：有光健（午前）
朴潤南（午後）

午前の部

- 1、開会の挨拶 10:30
- 2、追悼 10:35
- 3、基調報告 柴 洋子 10:40
- 4、各国支援団体発言 10:55
 - ◇韓国 金信実
 - ◇台湾 莊 國明
 - ◇フィリピン スーザン・マカバグ
 - ◇「在日」の慰安婦裁判を支える会 杉山優子
- 5、国連報告 洪祥進 11:55
（昼休み）

午後の部

- 6、アトラクション ゴスペルファミリー 13:00
- 7、被害者の発言 13:15
 - ◇韓国 鄭書云
 - ◇台湾 李チュン
 - ◇フィリピン トマサ・サリノグ
- 8、国会議員からのメッセージ紹介 14:15
- 9、パネルディスカッション 14:35
「国家補償の実現に向けて」
今村嗣夫弁護士
横田雄一弁護士
（司会：高嶋たつ江、金英姫）
- 10、各地からのアピール 16:05
- 11、アピール採択 朴在哲
- 12、閉会 終了 16:45

「被害者は拒否! 「国民基金」を中止せよ!」12・15集会

集会アピール

今日、私たちは、日本軍の性的奴隷とされた韓国・フィリピン・台湾の被害者の發言を伺い、日本政府がその責任を逃れようとして進めてきた「国民基金」の一時金受け取り工作が、いかに罪を重ねたか、改めて怒りを強くしました。

それでも、大多数の被害者は「国民基金」のまやかしを見抜き、嵐のような受け取り工作にも屈せず、あくまでも国家による謝罪と補償を求めて「国民基金」を受け取ることを拒んだのです。

私たちは、日本政府に対して「国民基金」が、その支給対象とした当の被害者に拒否された事実を直視して「国民基金」による解決政策を中止し、国家責任の認定と、公式謝罪、個人に対する補償をおこなうことを強く求めます。

私たちは、「国民基金」関係者に対して、「国民基金」が被害者に拒否された現実を率直に認め、「一時金」の受け取り工作を即刻中止するよう求めます。彼らによる受け取り工作は、被害者と支援団体、被害者同士に混乱と分裂をもたらしました。こうしたことは即刻中止すべきです。

私たちはまた、国際的世論に反して、最近強まっている「慰安婦強制連行はなかった」キャンペーンに強く抗議します。自らが犯した犯罪にほおかわりしたまま、資料の有無のみを根拠に事実を歪曲し、自らの尊厳をかけて立ち上がった被害者を再びおとしめる行為を私たちは決して許しません。また、このような言動が繰り返される背景には、資料を秘匿したまま、真相究明を怠ってきた政府の責任があります。

私たちはまた、最近アメリカ政府がホルツマン法に従い、「慰安所」の運営・管理にあたった旧軍人の入国禁止措置を発案したことを歓迎します。

私たちは、国会議員と共に、国家責任に基づく個人補償を実現するための立法化運動を進めていきます。

さらに私たちは、クマラスワミ勧告を受け入れさせる運動、国際仲裁裁判を実現する運動など、国家による個人補償を実現するため、あらゆる取り組みを進めていきます。

1996年12月15日

「被害者は拒否! 「国民基金」を中止せよ!」

12・15集会参加者一同

軍事的性奴隷制問題をめぐる

NO. 12

1996年 12 月 16 日

風のたもと

編集発行：つぶせ「国民基金」実行委員会 ㊟㊦㊧㊨

12・15集会 盛況に開催

「国民基金」も中止せよ！

市民と国会議員の手で国家補償の実現を

お忙しい中、メッセージを
ありがとうございました。

昨日、青山のウイメンズ・ブ
ラザ・ホールに、韓国、台湾、
フィリピンの被害者をはじめ、
日本各地から多くの市民が集ま
り、あらゆる取り組みを強める
決意のアピール文を採択した。

(裏面参照)

韓国の被害者、チョン・ソウ
ンさんは「国民基金」は受け取
らない。合法的なお金なら、た
とえ千円でも受け取る」と語
り、台湾の被害者も「日本政府
は謝罪すべきだ」と訴えた。

この夏に「国民基金」の支給
が始まったフィリピンからは、
トマサ・サリノグさんが出席し
た。彼女は13歳のとき、目の
前で父親の首を切り落とした
「広間大尉」から強姦された。そ
のまま日本軍が駐屯していた建
物で、約1年間日本兵から強姦
され続けたという。彼女は日本
に単なる「カネ」ではなく、正
義を求めていると語った。

参加を予定していた衆・参
両議員からは、「「国民基金」

は新たな誤り以外のなにもの
でもない」「忘却政策に抵抗
し、真実を究明しよう」「国家
は法的に責任を負わなければ
ならない主体である」などの、
力強いメッセージをいいただ
い

奥野、板垣議員の発言は

「重大な名誉毀損」

被害者が日弁連に

人権救済の申し立て

12月9日、フィリピンのゲ
トルド・パリサリサさんは、
去る6月4日の奥野、板垣議
員による「慰安婦は売淫行為」
などの発言が、元日本軍「慰
安婦」といわれる女性たちを
中傷するものであるとし、公
の場での謝罪と賠償を求め
て、日弁連・人権擁護委員会
に入権救済の申し立てを行っ
た。

中立審では、奥野、板垣議

員の発言は、自由な言論の特
権を有する国会の場で行われ
たものではないこと。国家公
務員の公約権限の範囲内で行
われたものであると、日本
政府にも責任があると主張し
ている。

だれだ！

誰だ！
誰だ！
誰だ！

旧日本軍艦内に

アメリカ入国禁止措置

「慰安婦」関係者を含む16人

12月3日、アメリカ司法省
は、「個人の特定が可能に
なったので、旧日本軍の戦犯
を対象に入国禁止の措置を
とった」と発表した。今後の
調査で、対象者はさらに増え
る可能性もある。

氏名は公表されていない
が、日本政府はすでに名簿を
入手しているらしい。

もし、現在公職にある人な
らば、市民もそれを知る権利
があると、12・15集会の参加
者たちは外務省に公開を要請
した。

どうしてもよいことだけ…コーナー

「明るい日本」国会議員連盟に続いて、今度は「新しい歴史教科書
をつくる会」が創設されたとか。呼びかけ人を見ただけで、何をつ
くる会なのか妙に納得できてしまうから困ったもの。

今や日本は、言論界も経済界もこぞって、右へ右へとまっしぐら。
まさか、このままだと来た道に？

こわいよ～。

わたしは風

2月の通常国会からの
「たより」です。とにかく受
け取ってくださったありがとうございます。
「国民基金」支給開始
で続けた夏が、何だかとい
え春のよう……
来年もどうぞよろしく。

Committee on Asian Women's Fund
c/o Asian Women's Human Rights Council
4L Fil Garcia Building, 140 Kalayaan Avenue, Diliman Quezon City
Tel: (632) 9246406 Fax: (632) 9246381

Special Press Release
13 December 1996

**Special Committee on AWF Shelves Plan for the Qualification
of "Comfort Women" Survivors for the Asian Women's Fund**

The Special Committee on the Asian Women's Fund, whose creation was initiated by LILA Pilipina to provide a support mechanism to the Filipino "comfort women" survivors who expressed intentions to avail of the AWF, has resolved to shelve plans for full operationalization.

The Special Committee has further resolved to temporarily discontinue its participation in the inter-agency network of the Philippine government and the AWF that is implementing the application and verification process for the Fund's avallment.

This decision was reached by the Special Committee after a series of consultations, in light of the small number of survivors who have come forward to apply for the Fund. It will also respect the wishes and plans of the LILA Pilipina survivors to mount a campaign for the next several months for a draft compensation law.

As of December 13, only 7 survivors have received funds from the AWF, with 4 more Lolas in the process of applying for the Fund.

According to Nella Sancho, LILA Pilipina national chairperson, most of the LILA Pilipina survivors who were initially thinking of accepting the Fund, have now opted to reject or not to apply for the AWF, due to criticisms of the qualification procedures. She said that the surviving Lolos of LILA Pilipina have become aware of certain inadequacies in the qualification process which reflected a "lack" of caring, respect and consideration for the situation of some victims who applied for the Fund.

While the Special Committee acknowledges the AWF's efforts at rectifying the inadequacies in the qualification process, Nella said that the AWF still needs to make the process fully supportive and responsive to the needs and situations of each victim's case.

According to Atty. JV Bautista, Committee chairperson, the purpose of the Committee was to ensure that the application and verification process for AWF avallment will be promotive of the rights and welfare of the survivors. The Committee has also been tasked to provide legal, medical, and technical assistance to the survivors availing of the Fund. With survivors now deciding not to accept the Fund, Atty. Bautista said that the Committee sees no necessity to effect full operationalization.

Atty. Bautista added that the Committee, even in its inactive status, remains in dialogue with the Asian Women's Fund, and will continue to study developments and take action as the need arises. It will continue to monitor the needs, situations, demands and sentiments of the survivors in cooperation with LILA Pilipina.

Reference: Nella Sancho/Melon Sabado
Tel. 924 64 04/921 10 44
Fax 924 63 81/921 10 44

衆議院議長並びに各議員殿

謹啓 暮秋の候、衆議院議長並びに各議員の皆様におかれましては、政務ご多忙の日々をお過ごしのことと存じます。

さて、我が中華民國の立法委員は台湾籍元「従軍慰安婦」賠償の一件で、1996年4月16日貴国政府あてに、「慰安婦」に関する法の制定により、国家賠償責任を履行する要請書を送付しました。

しかし、遺憾ながら貴国政府は私どもの切実な期待を無視し、要請書に対する善意ある回答が未だに得られません。貴国政府の固執且つ独断的な対応のため、台湾籍「慰安婦」賠償問題が未解決のまま放置されている次第です。人権尊重をモットーとする貴国政府は世界の賞賛を博しているにもかかわらず、こと「慰安婦」問題では人間尊重を無視した、固執な処理方法は誠に大国の威風に欠くものです。第二次世界大戦中、貴国が婦人たちを強制連行し性的奴隷制として、彼女らに「慰安婦」を強いた行為に対し、国際法学者・日本弁護士組合連合会（JFBA）・国際法学家委員会（ICJ）・国連人権委員会並国際労働組織（ILO）は揃って戦争犯罪行為であるとの判定を下しました。国際法に則り、貴国政府は台湾籍慰安婦に対し、国家賠償の義務を果たさねばなりません。そのみならず、国連人権委員会では、暴力を振るわれ性的奴隷として精神的・肉体的な痛手を負い・屈辱な目に会い、いまでも貧困でマイノリティの「慰安婦」らが、貴国の法律に叶う賠償要求をすることが困難であるとして、貴国が国家賠償を履行し、謝罪すべきであるとする決議案を採択しました。我々は固くこの決議案を喜んで支持して行く所存です。また、貴国政府がこの決議案に従い、法的責任を果たさんことを切に要求します。

貴国政府は未だに歴史的事実を正視する事ができず、国家賠償責任を果たす誠意が一向に伺えません。二国間条約解決という法的責任を理由に「アジア女性基金」を設立し、世界各国の視線を分散させ、またその支持団体をも解体し、国家責任を回避しようとする姿勢が覗えます。若し貴国政府が執拗に「国民基金」の名目を以て国家責任を逃避しようとするのであれば、膠着した情勢の打破はますます困難となり、問題が更に複雑化するはずです。

「従軍慰安婦」問題は人権の問題であり、単なる女性問題ではありません。貴国政府が負う法律責任であり、人道的な責任ではありません。是非とも歴史的な事実をはっきり認識され、問題を直視していただきたいと存じます。何とぞ衆議院議長を始め議員の皆様方の叡智を発揮し、早急に慰安婦に関する法の制定を行っていただきたくここに強く要請するものであります。

1996年12月11日

謹白
中華民國立法委員

アメリカ司法省

— 抜粋 —

旧日本軍と関わりがあり、従軍慰安所の維持・管理にかかわっていたとされる人物もアメリカ合衆国への入国を拒否される。女性や少女達は、朝鮮・韓国・中国・台湾・フィリピン・マレーシア・ビルマ・インドネシアから連行された。

彼女たちは慰安所に捕らえられた。ジュネーブに本部を置く国際法律家委員会が1994年に発表したレポート「従軍慰安婦」によると彼女たちは軍の交換や軍人に来る日も来る日も犯されるだけでなく、殴られ、拷問された。

犯行者の数名が裁判にかけられた。彼らは皆、インドネシアでオランダの女性に被害を与えた罪でオランダ政府により審理された。国際女性グループと、国際人権グループの要求に答える形で、日本政府は調査を開始した。1992年には、旧日本軍が慰安所の運営に公式にかかわっていたことを裏づける数多くの資料を公開した。

今回のこの措置は、ドイツのナチ政府とその連合国の支援の下、迫害行為に関係した個人のアメリカ合衆国内への入国を禁止する1979年に制定された法律に基づく「監視リスト」にヨーロッパ以外の個人が載る初めてのケースだ。この法律を推進してきたローゼンバウム氏は「調査が進むうちに、慰安所運営に携わった旧日本軍の軍人がさらに加わるだろう」と語った。

特別調査室がナチの残虐行為に関する統計資料の編集を初めてから、1989年以来第二次大戦中ナチの残虐行為に加わったとされる100名以上もの人が、アメリカ合衆国の入国を拒否された。特別調査室の設置以来、ナチの残虐行為に加わった6万人以上が「監視リスト」に載せられている。近年、数多くの第二次大戦中の日本軍の犯罪に関する資料と証言者が現れて、今回の運びとなった。特別調査室は、この件に関して日本語のできるスタッフを一人雇った。

ローゼンバウム室長は「多くの学者と国際人権コミュニティがこの問題に関して本当の興味を示したことで、今回容疑者が確定された。アメリカ、日本などの学会と人権団体からの協力が非常に感謝している。731部隊、慰安所による残虐行為をしたとされる人物を、アメリカ合衆国に入国させないことで、アメリカ合衆国政府は、犠牲者と彼らが受けた悲しみを忘れないこと、そしてこのような残虐行為が二度と繰り返されないことを主張してきた」と語った。

アメリカ「50年目の怒り」

生体実験を行った731部隊を戦後直後は不問に付したのに
今になって関係者を入国禁止にした理由とは

遺棄をつくらせたり、伝染病に感染させたりして殺したのだ。だが、アメリカはメンゲレを逃したように石井を逃わなかった。七三一部隊の研究所「大」を日本が提供するなら、職員を食料しないという取引をしたからだ。歴史家の言葉を借りるなら、どうみても道義的に問題のある取引だ。真に科学的とはいえない。残



石井部隊(上)は、731部隊の責任者としておのスケッチのような人体実験を行った。いまだの元部下の一部は、戦犯としてアメリカへの入国を禁止されている



OSIはリストに載った個人の情報は公表していない。だが、一六人の名には七三一部隊や、アジア人を含む日本兵士との性行為を助長した生体実験の関係者が含まれているという。今回の措置は、ジャネット・リ

石井や内藤良一など、七三一部隊の幹部の大半は、とっくの昔に死亡している。今になってその部下を捕縛するのは遅きに失した感がある。日本側の友好的なライバル関係に新たな発展の種を生む結果になりかねない。

日本政府は、外国人の入国を禁止するのはアメリカ政府の軍事機密だとして、公



東京の病院に日本軍医の遺骨を収める人々(ワルモ)

チの洗い出しが先決だった。OSIのイーライ・ローゼンボム局長によれば、ナチの残党は、戦後に大急ぎで来たドイツ移民のなかに紛れ込んでいた。OSIは最近になってようやくナチとその協力者六万五〇〇〇人以上の「隠れリスト」の完成に近づいた。今でもOSIは、石井のような手合いを逃がすという過去の「過ち」を正すことを最優先と求めている。とローゼンボムは言う。たとえ「歴史的」なものであっても、そのにすぎなくはない。

「日本の戦犯には、ナチよりも悪質な者が多い。程度にひどい連中もいる。そんな連中、われわれの子供と一緒にデイズニーワールドで楽しむことを許しているのか」

七三一部隊は、戦後の日本が引く最大の黒い一つの。聖安堂四重では部隊を再編して来た政府も、七三一部隊については、単に存在したことを認めただけで、何の反省も示していない。だが、真実は明らかにしつつある。神戸大学文学部教授

ノ門後官にとっても害に水だった。リノは資料公開を口にした。「なぜ、今になって」

遺棄をつくらせたり、伝染病に感染させたりして殺したのだ。だが、アメリカはメンゲレを逃したように石井を逃わなかった。七三一部隊の研究所「大」を日本が提供するなら、職員を食料しないという取引をしたからだ。歴史家の言葉を借りるなら、どうみても道義的に問題のある取引だ。真に科学的とはいえない。残

一九四七年、アメリカの日本占領軍は、「和親五七・メンゲレ」(石井部隊)の身の手もたつ行為を暴露したが、すぐにその事実にはたがった。石井は、旧日本軍の七三一部隊の責任者だった。七三一部隊は、戦後の中国東北で、中国人、ロシア人、朝鮮人の捕虜を使い生体実験を行った。人為的に

り出たのはほんの数人だが、石井が生体実験の客観をいかに隠蔽したかを著しく証している。「われわれは初めから、『見るな、聞くな、言うな』という命令を受けてきた」と、元七三一部隊隊員の藤原良雄(73)は語る。藤原は自分たちが捕縛されていたナチス

だが、ワクチン用ではなく人体実験に使われることに気づいていたと語る。「戦後、なぜこれだけの戦争犯罪が闇から闇に葬られたのかと考えた」

の説明も行ってはいない。世にによれば、アメリカは今も六〇〇人に及ぶ七三一部隊の書類を保管し、人体実験の標本まで残してあるという。

「道義的問題」の観点で、アメリカ人は聞きたくもないらしい。彼らが聞きたいのは「悪い日本人」の語だけ。そして、自分の国からそうした連中を締め出しておきたいだけなのだ。

は、一九三三年から四五年にかけて満州の七三一部隊基地では推定五〇〇〇人が働いていたと推測。アメリカ側の説明はなし

そのうち約一五〇〇人は今も存在で、世にによれば、石井は捕らえられ、出さう呼びかけている。これまでを

山本夏彦

歴史教科書ならいかげんにしてくれとうんざりして
たところ十二月末日が切だそう、それまでに新しい中
学教科書の見本に歴史教科書の強制改訂が行ったような記事が
出ている。剛れとひとこと文部大臣が言えはひとまず切り
ぬけることができるという。

またまた、ついでに「新しい歴史教科書をつくる会」
の発起人のひとりになってくれと切迫した電話なので役
にたつならなますと承知したがすこし困った、私の意見は
単純すぎるからである。

歴史教科書のことなら私はこの欄に「二度書いても、戦
後五十年のうち、四十年は年だまっていたにわかに驚きだ
したのは首領や大臣が侵略云々と謝罪したのであつたけ
で謝罪するならば情けなやと書いたものである。

これよりさき「どうしてそんなに謝罪の」と私は聞いて
みたが類かないものはない。教科書問題は一言で尽きる。
日本の悪口を書いた教科書を日本の中学生に与えるわけに
はいかぬと一蹴すればいいのである。今こそ騒ぎだしたの
は「金ほしき」のためだといえはこれもうなすく、

こんなことをみな知っているのにマスコミの多くは言わな
い。一大声に吠えて万大衆を伝へ、歴史教科書を強制改訂
したというのはその態度である。

戦前は貧しかったから紙を売る機がいた。紙は戦時次策
で、また高く売れた。むろん金は前渡して年季奉公であ
る。人前の芸妓は外地ならはるかに高く売れたから目
分から進んで行った。

朝鮮は内地より貧しかったから専横すればいくらでも集
った。集める男は女術また権威のたぐいである。歴史教科
書に「とにいたが従軍看護婦従軍記者とちがう。従軍とい
うのは間違っている。兵隊は一回いくらで買うと娼婦はそ
れをためて娼婦に売った。

これがないとこの国の兵士も強姦略奪をほしにまにま
にする。それを防ぐために軍は民間人に任せて商売させたの
である。必死するものがいくらでもいるのに強制改訂する
わけがない。

連行ならソ連が本家で、六十万人あまりの兵士をシベリ
アへ強制改訂して苛酷な労働を強い六万人以上を死なせた。
ソ連は詫言たが、わが新聞は補償せよというキャンペーン
をしたか。

五十年前のもとの歴史教科書の証言はすべて聞かぬがいかうそで
あることは現地に乗りこんで一々確かめた人(千葉大学教授
栗田彦氏)がいる。人も国も平気であざむきあう。朝鮮戦
争はアメリカの尻押しで韓国がさきに手を出したと北朝鮮
は、述べている。また三八度線の下にトンネルを何本も掘
つた。これは韓国が掘って北朝鮮が掘ったと言いつら
しているのだと言っている。子供にもそう教えている。世
界はそれを信じるものと信じないものとに分れたのである。
いくら証言をあげてもムダである。論より証拠というが証
拠より論である。幸い強制改訂と三十万大虐殺は不確かで
ある。不確かなものを教科書に載せられぬと文部省は一蹴
すればいいのである。またまたあうと私は繰り返して書い
た。新しい歴史教科書はすでに準備中である。

新しい歴史教科書をつくる会

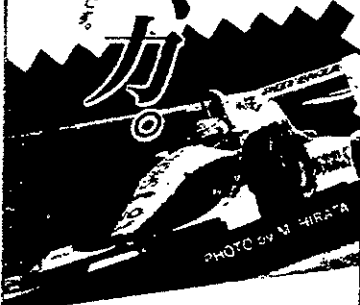


カメラ・電線新聞社

夏彦の写真コラム

875

走り続ける力



- 1 健康のための食生活の基本は、栄養素を過不足なくとることです。栄養素をバランスよくとるには、1日30種類の食品が必要といわれています。
 - 2 国民栄養調査ではカルシウムだけが不足しているようにいわれていますが、個々にはかなりのバラツキがあり、世帯によっては色々のビタミンも摂取不足であると報告されています。
 - 3 ビタミンは身体の潤滑油、クルマでいう「エンジンオイル」。カルシウムは骨や歯をつつた材料、神経・筋肉の働きに大切なミネラル。ビタミン・カルシウムが不足すると、疲れ易くなったり、全身的に色々の症状がでます。
- ビタミンの多くやカルシウムは、身体の中でつくられず、不足しがちな栄養素です。
新ポボンス錠でバランスよく補給しましょう。



バランスのいいビタミン・カルシウム錠

- 肉・魚・野菜・果物の栄養補給、健康維持、疲労回復に。
- 成人(15才以上)1日2錠、小児(6~14才)1日1錠を1日1回食後に右のみください。※：登録商標

シオノギ製薬
大阪府中央区南船場3-1-6 5F

「『おれ』のあの記事のタイトルは何だ? ありゃ、ちやや²の珍相のスカンダリズムのイブだよ。わいよ『市民』とは何だ? というて、取り下ろすというサインで来た答にに、わいよ『国民』と改題なんだじゃあ、そこのも、はあよ。」

よんし
見せちやる
よこすなよ

イヤッホッ

「愛しやう」

特にわしが驚いたのは
らん外のジョークを
本気で「女性差別」と
言つてるところだ

これには あきれ果てて
おもわず そちらの男
カマはいてホモにして
逃がさうとした。

フェミニズムが宗教化すると冗談でも「犯したい」などという言葉は使わせない死語にするというとか！



- [illegible]

Panel 1: A man in a suit looks at a newspaper with a headline about a "Nuclear War" (核戦争). The text on the newspaper includes "核戦争の危険性" (Danger of Nuclear War) and "核戦争の被害" (Victims of Nuclear War).

Panel 2: A close-up of a hand holding a pen, writing "核戦争" (Nuclear War) on a document. The text on the document includes "核戦争の危険性" (Danger of Nuclear War) and "核戦争の被害" (Victims of Nuclear War).

Panel 3: A man in a suit looks at a newspaper with a headline about a "Nuclear War" (核戦争). The text on the newspaper includes "核戦争の危険性" (Danger of Nuclear War) and "核戦争の被害" (Victims of Nuclear War).

Panel 4: A close-up of a hand holding a pen, writing "核戦争" (Nuclear War) on a document. The text on the document includes "核戦争の危険性" (Danger of Nuclear War) and "核戦争の被害" (Victims of Nuclear War).

Panel 5: A man in a suit looks at a newspaper with a headline about a "Nuclear War" (核戦争). The text on the newspaper includes "核戦争の危険性" (Danger of Nuclear War) and "核戦争の被害" (Victims of Nuclear War).

Panel 6: A close-up of a hand holding a pen, writing "核戦争" (Nuclear War) on a document. The text on the document includes "核戦争の危険性" (Danger of Nuclear War) and "核戦争の被害" (Victims of Nuclear War).

應援ノ夕

「軍の関与」について、我が輩等の意見は、日本ニメデテガびし………と他人事として受け止めてしまふ。でも我々身「朝鮮」を統一せしむる爲めになつて居る。

日本軍は
戦場レイプを防ぐ
ため、そこまで
こゝ細かに関与して
慰安婦に働いて
もらつてたのか！

[illegible]

1. 強制連行
以外の
軍の関与
なら
あった

2. 業者
による
強制連行
があった



以てある

などというまるで
バカボンのパパのような
乱暴な三段論法は
成立しない

内地で
軍の名を騙つて
誘拐まがいに
慰安婦を装めて
くる業者がいる
から支那の方でも
厳重に注意せよ

43 団体は、この通達が日本内地地区のみ出されたものと誤解を著して完全な誤りであるとの見解を示し、これに賛同するものが多い。北支方面事務及中支派遣委員の報告によれば、本邦及び支那に於いてあるいはいくつかの地方に

おまえたちは
文章を
読めんのか？

さういふうがーの輩の愚問について
眞實裏面に引用されてゐる通探案
だがこれはよく強制連行や「派
の人々」防衛庁で決定的な証拠が
見つかった」と言つてゐるやつだガ……

つまり
強制連行
させないで
軍が関与
していたの
なんという
事実

日本の統治下にない。
戦地・支那に「わ
わわわ」日本軍は
このように
人道的配慮を
よう通達を出したの
だから朝鮮や台湾で
ういっ！朝鮮や台湾で
ういっ！朝鮮や台湾で
ういっ！朝鮮や台湾で

SAPIO 1996.12.25



わしは「愛国」の愛を
厚く着けたい
と書いていた
資料が
すでに「愛国」の
エッセイと
いう著者と
誤っていたの
だから、
「愛国」の資料を
出さなければなら
ない

情報公開
されれば
明らかになる
この事件も

宇宙人の死体を
NASAが
隠しているのだ！
この事件も

陸軍史部だ

大体、戦時中、大衆の
慰安婦を
強制連行して
その記録を完全に
隠へいするなんてこと
できると思う方が
どうかしている

SAPO 1806 12 31

もう一つ資料の読み方を
教えていやる
これだ……

『軍慰安婦急募』
発行所 日本赤十字社
出版日 十一月十日
価格 十銭
内容 朝鮮人の業者が
慰安婦を募集してゐるの！
広告の対象は
女性たちを抱えている
高級業者と見るのが
妥当であらう
パツカじゃねーの
読みやわかるじゃん
読みゃ！
なんでそう
ことごとく
単なる文章が
読めんかね？
わさど間違つてゐるんか？

ここに（昨氏）つて
書いてあるだろー
これが広告主の名
つまり朝鮮人の
業者の名だね

朝鮮人の業者が
慰安婦を
募集してるの！

広告の対象は
女性たちを抱えている
高級業者と見るのが
妥当であらう

パツカじゃねーの
読みやわかるじゃん
読みゃ！

なんでそう
ことごとく
単なる文章が
読めんかね？
わさど間違つてゐるんか？

相手を
犯罪者だと
言い出して
やっつけたら
立証責任
ってもんが
あるんですよ
英雄なんだぞよ

被告者の方に
証拠出す義務
なんかなんてすま

へえこいた

昔もしなかつたし

?
三才もない

へえこなかたし
どう
証書も
ない
おまな

国体

SAPIO 1996 12 25 70



「新しい歴史教科書をつくる会」

文部大臣が
決めるらしいが
注目の的になる
12月中旬
文部大臣が
決めるらしいが
注目の的になる
12月中旬
文部大臣が
決めるらしいが
注目の的になる
12月中旬



- 西尾幹二
- 坂本多加雄
- 高橋史朗
- 阿川佐和子
- 林真理子
- 深田祐介
- 山本夏彦
- 藤岡信勝
- わし

福岡の市民団体からの本誌への抗議・申し入れ書

緊急論争 「従軍慰安婦問題」 私はこう考える

「従軍慰安婦問題」は、毎年4月の
福岡県立美術館で開催される
「従軍慰安婦問題」は、毎年4月の
福岡県立美術館で開催される
「従軍慰安婦問題」は、毎年4月の
福岡県立美術館で開催される

申し入れ団体名 ○アジア・女・北九州○アジア共同行動一九州・山口実行委員会○アジアに生きる女・ふくおか○海外出兵を許さない会、(5)の会○カトリック東
東地区正義と平和委員会○北九州がつこうユニオン・うい○北九州自立連帯労働組合○九州平和教育研究協議会○軍国主義に反対する会○月刊「わ
いらい」編集委員会○世界をつくる会○グループNPO/セクシュアルハラスメント、ほか全43団体、個人52人。

戦後補償実現！FAX速報 No.147. 96. 12. 7.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-402
電話：03 (3237) 0287 fax: 03 (3237) 0217
定価：月額1000円（切手可） 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945「戦後補償ネットワーク」

◆進める「『慰安婦』強制はなかった」キャンペーン、歴史教科書からの削除要求

来春から使用される中学校の教科書から「慰安婦」問題の記述を削除するよう求める動きが進んでいる。12月2日、エッセイストの阿川佐和子氏、漫画家の小林よしのり氏、西尾幹二氏、通大教授、作家の林真理子氏、藤岡信雄東大教授ら9人の呼びかけで「新しい歴史教科書をつくる会」が都内のホテルで結成された。味の素やBMW、富士通など大企業の会長など財界人ら78人も賛同しているという。会見した西尾氏らは、現行教科書の近現代史記述を「自己正当化史観」とする声明を読み上げた。同会は当面、現行の歴史教科書の問題点を批判・検討する継続的研究や、文相への12月中の「慰安婦」記述削除報告要求などの活動を展開するという。また、先月15日には、自民党の「明るい日本国会議員連盟」（長野誠委員長）が、「自由主義史観研究会」（藤岡教授代表）などの学者などとともに「教科書問題に関する協議会」を年内に設置、教科書での「慰安婦」記述の削除を求めるなどする動きなどもある。一方、かながわ人権フォーラムは、ジャーナリストの坂井よしこ氏が10月横浜市教育局委員会で主催して開いた「国際理解教育」の講演で、「『従軍慰安婦』は日本政府による強制連行ではなかったという信念がある」と断言したことに対し、「歴史的事実に反する重大な発言で、『慰安婦』への言説」とする抗議文を発表した。これに対し坂井氏は「『慰安婦』の存在を否定する立場ではないが、強制連行が軍や政府の基本方針だったのかという点について今論争されていることもあり、強制連行が軍を中心に推し進めた」としている。また、同協議会を支援する会など都内の市民グループが先月小林よしのり氏とSAPIO編集部が抗議文を出していたが、SAPIO編集部は29日までに「版上で抗議内容を紹介する」などとした回答を同会に送った。同紙編集部は、慰安婦への強制連行があったかどうか議論を起すのが本意であり、強制があったとする論者は支援者の意見も掲載していくなどとしている。

◆アメリカ政府、旧日本軍731部隊・「慰安所」設置関係者ら16人に入国禁止措置

米政府司法省は3日、アジア太平洋戦争中、旧満洲（現中国東北）で細菌戦を研究していた旧関東軍防疫給水部（通称731部隊）の元職員と、旧陸軍で慰安所の設置や運営に携わった元軍人16人を、ナチス・ドイツなどの非人道的行為加担者の米連入国を禁じた1979年制定の「ホルツマン法」に基づき、入国を拒否する人物として監視名簿に記録したと発表した。同名簿に日本人が記載されたのは初めて。16人の氏名は明らかにされていないが、米政府が旧日本軍の人体実験や「慰安所」制度をナチスと同等の戦争犯罪とみなすことを意味する。この時期に名簿掲載を決めたことについて、同省は「二件に関する研究の関心が最近急速に高まった結果、容疑者を明確に特定することが可能になった」としており、今後同調査を続け、旧日本軍人を追加記載することを検討している。名簿記載にあたっては、同省の特別調査室が、その人物の戦時中の行為について独自に調査を行う。これまでにヨーロッパ戦線でナチの迫害行為に関与したとされる6万人が名簿に記載され、約90年以來100人あまりが入国を拒否された。今回の日本人の名簿記載では、同室の日本人も含めた4人のスタッフが約一年間、日本の戦争犯罪関係の調査にあたり、日米、その他の国の学界や人権団体の協力を得ながら資料や証言を収集して容疑者の氏名を特定した。同省

は、名簿の氏名を公表せず、本人にも通知しない方針を取っている。ただ、今回の日本人の名簿記載にあたっては、事柄に日本政府には氏名を伝えたという。同省の発表資料では、「生きた人間を含む施設でしばしば死に至らしめた疑似の医療実験を、数千人の捕虜や市民に対して行った。この行為は米国と日本の出版物に記述されている」と説明。「慰安婦」については「94年の国際法特設委員会がまとめた報告によると、彼女たちは慰安所の中にとらわれて、拷問を受けた上、兵士たちによって連日、繰り返しレイプされた」としている。これに対して日本政府は戸惑いを隠していない。外務省は4日朝から、事実関係の掌握に追われたが、情報に東京に届いておらず、不意をつかれた格好だ。一方、韓国紙は一面で大きく報道した。6日付の韓国日報は社説で「戦争犯罪についての日本の反省が不足しているのに加え、最近進んでいる右傾化の傾向を牽制しようとしたものと解釈することも可能だ」「我々も厳密で体系的な歴史研究と資料収集で日本の真実を明確に証明しなければならぬ」と論じた。（韓、ニューナショナル・ヘラルド）既に国連人権委員会のクマラスワミ特別報告官は、「慰安所」制度を「人道に対する罪」と規定しているが、今回の米連政府の決定は、この認識が普遍化されつつあることを物語るものと言えよう。

◆イギリス、戦争捕虜への補償に日本企業も募金

アジア太平洋戦争中、日本軍の捕虜となり、過酷な労働を強いられたりした英軍捕虜の問題について、英連のジュレミー・ハンリー外務大臣は4日、日本企業が戦争捕虜補償に賛金するのが望ましいとの見解を示した。下院本会議での答弁の中で語ったもので、民間や一部の下院議員の国で遊んでいる日本企業、特に英連連出の日本企業からの募金増進に支持を表明した。これに関連して、リフキンド外相は5日、訪英中の高村正彦日本外務省政務次官とロンドン市内で会談し、「（サンフランシスコ講和条約で解決済みとの）英政府の政策には変化はない」と述べた。（英、12/6、7th）

◆日本の歴史認識問題で、各国から批判進む

中国の有力紙光明日報は2日、厚生省が東京・九段に建設中の「第二次世界大戦平和記念館」について、第二の靖国神社になる可能性があるとして強く批判した論評を掲載した。論評では、新記念館はアジア・太平洋戦争中に日本の兵士や家族が受けた苦しみと悲しみを示すだけでなく、日本の侵略でアジアの人民が大きな苦難を被った歴史を反映されないと指摘。これは被害者と加害者との逆転させるものだと言及した。また、韓国の李柱周外務次官は2日、訪韓中の日本人記者団と会見し、近く始まる両国の歴史共同研究に関連して「日本の歴史認識の現状は、アジア諸国との関係を改善し、相互理解を深めるのに役立っていない」と述べ、かつての植民地支配を正当化するような政治家らの発言が飽えぬ日本国内の状況に厳しい見方を示した。李次官はまた、サッカーの2002年ワールドカップに伴い浮上している天皇の訪韓問題について「新しい韓日関係の象徴として、両国の国民全体が歓迎する雰囲気の中で行われなければならない」と述べ、当面は協力拡大など、関係作りを力を示す考えを明らかにした。さらに、金太智駐日大使も2日、民主党の鳩山由紀夫代表と民主党本部で会見し、「昨年8月の村山談話に対し、日本の政界の一部に『言い過ぎた』という動きがあり、心配している。こういう動きが狭く二国関係に好ましくない」と懸念を伝えた。（各紙から）中国政府は、5日の世界遺産委員会でも、広島の原爆ドームの世界遺産登録に関する審議の過程でも「アジアではかにも生命や財産を失って苦しんだ人が数多くいる」と発言、「原爆を投下せざるを得なかった事象を理解するには、それ以前の歴史的経緯を理解しなければならない」と声明を発表した米国とともに、採決にあたって態度を留保した。一方、自民党の外交調査会（会長・中山太郎元外相）は外交政策指針案「日本のアジア・太平洋戦略」をまとめたが、朝鮮半島政策の歴史認識について「植民地支配の過去を正当化しようとしているのか」ときき質詰を与えてはならない」と明記している。（各紙から）

戦後補償実現! FAX速報 No.148. 96. 12. 14.

編集・発行: 戦後補償ネットワーク 〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-402
 電話: 03 (3237) 0287 電傳: 03 (3237) 0217
 受付料: 月額1000円(切手可) 郵便振替: 00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 銀行口座: 東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945「戦後補償ネットワーク」

◆強制連行企業責任追及裁判全国ネットワーク結成

12月7日、強制連行関連の企業や国を相手どって訴訟を起こしている被害者の支援を進めている7つのグループが全国ネットワークを結成した。「別会社論」「時効論」などそれぞれの裁判の中で被告の企業・国側が展開している論理を乗り越え、強制連行・企業責任問題の社会問題化が目的。裁判、支援活動に関する資料・情報等の相互交換、共同取り組みなどを進めるという。同ネットワークは8日シンポジウムを開き、9日には各企業、労働省や総理府、「女性のためのアジア平和国民基金(以下「国民基金」)」事務所などを訪れ、要請行動を行った。問い合わせ=045-573-4289

◆「慰安婦」問題の立法解決を求める会」発足

「国民基金」の償い金の受取りを被害者の多くが拒んでいる現状を受けて、立法化による慰安婦問題の解決を求める会が11日発足した。作家の落合恵子さん、吉見義明・中央大学教授らが呼びかけ人となっている。当面、台湾、韓国、フィリピンから国会議員を招き、国会内で集会を重ねながら、立法化に向けた機運を高めて行くこととしている。

◆台湾議員団、訪日して議員立法に向け要請

慰安婦への補償問題で、台湾から超党派の議員団が来日し、11日日本の各党の国会議員を訪ねて国家補償のための立法化を要請した。台湾の議員団が日本の議員に直接働きかけるのは初めて。「日本が負うべきは法的責任であり、人道的責任ではない」などとして、政府主導の「国民基金」の償い事業を拒否する台湾側の立場を改めて表明した。来日したのは与党の国民党、野党の新党や無所属の立法院委員三人と、野党の民進党の国民大会代表の女性二人。民主党的鳩山由紀夫代表ら同党議員10人に面会し、新進党、さきがけの議員にも要請した。(朝12/12)

◆「慰安婦」記述の削除を一板垣議員要求

11日の参議院予算委員会で自民党の板垣正議員は、来年から使われる中学校の歴史教科書すべてに従軍慰安婦問題が取り上げられていることに触れ、客観性を求める教科書検定の基準などを示しつつ、「(慰安婦問題は)まだ確定したものがない段階」だとして、関連記述の削除を求めた。また、検定の審議会の公開、教科書への執筆者の明記なども求めた。小杉隆文相は、慰安婦問題を「朝鮮や台湾の人々が受けたさまざまな犠牲や苦痛を学ぶ際の歴史的事実の一つ」だと反論、宮沢内閣が1993年にまとめた調査報告などを根拠に、客観性の面でも「検定基準に抵触することはない」と答えた。橋本龍太郎首相は慰安婦問題への直接的な言及は避けたが、「歴史教育においては、国際理解と国際協調の観点からも、バランスのとれた指導が必要」と語り、近隣諸国への配慮をにじませた。(朝12/12)

◆南京大虐殺ナチ幹部が目撃

12日付の米紙ニューヨーク・タイムズによると、1937年末、旧日本軍が中国・南京を占領した際におこした南京大虐殺事件で日本軍の残虐行為を、ナチス・ドイツの現地幹部が詳細に記録した日記がこの程発見された。このナチ幹部は38年まで約30年間、中国に滞在し、シーメンス社で働いていたこともあるヨーン・ラーベ氏。日記は約1200ページに上り、日本軍の残虐行為のほか、650人の中国人をかくまうため、自宅の裏庭に土ごぼを掘ったり、日本兵が中国人女性に乱暴するのを阻止した話を書かれている。また、ラーベ氏は38年2月の帰国に際し、ナチス総統のヒトラー宛に手紙を書き、残虐行為を止めさせるよう日本への要請を要請した。しかし、ゲシュタポ(秘密警察)に逮捕され、「南京大虐殺」について口外しないよう命じられたという。ラーベ氏は50年に死亡しており、日記は同氏の遺族が保管していたが、数年前から「南京大虐殺」を調査していた中国系米国人研究者の努力で公表されることになった。(朝12/13)

◆金田君子さん、「国民基金」受取表明

韓国人の元「慰安婦」金田君子さん(仮名)が、「国民基金」の一斉金の受取を正式に表明した。9日に開かれた韓国太平洋戦争犠牲者遺族会による補償請求裁判の提訴5周年記念集会で明らかにしたもので、韓国人被害者で「国民基金」の受取を表明した被害者は初めて。ただ、金田さんは医療福祉予算300万円を一括現金で受け取ると表明しており、あくまでも個人に直接渡すことはないとしている政府方針とは大きくずれている。この受け取り表明に対して韓国遺族会は13日、会長名で「金田君子の東京発言に反駁する」と題した声明を発表し、「遺族会の全会員は憤慨と憤怒を禁じえず、本団体の立場と全く違うことを明らかにする」として金田さんを非難し、あくまでも「国民基金」を排斥するとの立場を明らかにしている。フィリピンでも、受取りを表明した被害者を巡って、混乱が生じたが、今後もこうした混乱が続くことが憂慮される。

◆チェコ、ドイツに「遺憾の意」表明

ドイツとチェコの戦後問題に決着をつけ、年内に正式合意される「和解宣言」の全容がこのほど、明らかになった。ドイツ敗戦後にチェコ・スデーテン地方から300万人以上のドイツ人が追放された問題で、チェコ側は初めて遺憾の意を表明、ドイツ側はナチス侵略に対する補償のための基金を創設する。和解宣言は20日、プラハで両国外相により仮署名され、将来に向けた友好を誓う。ドイツは旧東側諸国と国境画定やナチス被害者への補償など戦後処理を中心とする関係正常化を進めている。しかし、チェコとの間では、スデーテン・ドイツ人の追放問題が障壁となった。ドイツ側は追放に対する謝罪や没収された財産の補償を求め、チェコ側はナチス侵略に対する補償を求めている。報復的虐待で20万人以上の犠牲者が出たスデーテン・ドイツ人の追放について、チェコ側は「正当な居住権」としてはいたが、宣言では「没収や市民権剥奪で多くの人々に困苦や不正を与えた」と遺憾の意を表明した。チェコの欧州連合(EU)加盟を契機にドイツ人の故郷帰還を容易にする法整備に着手することも盛り込まれた。一方、ドイツ側はナチス侵略の被害について遺憾の意を示した。この和解により、ナチス被害者への補償や青年交流などの活動の資金として両国が共同出資して総額1億6000万マルク(約110億円)の基金を創設。うちドイツ側が9割を負担する。(朝12/13)